

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2188号

平成22年7月30日金曜日 第2188号

♦	目	次	\Diamond	
	規	則		
愛媛県行政組織規則の一	部を改正する	規則.		550
	告	示		
	-	۸,۱		
自衛官候補生の募集				551
自衛官候補生の採用試験				551
医療機関の指定				551
指定医療機関の廃止の届	出			551
指定施術機関の廃止の届	出			551
介護機関(居宅介護事業	者)の指定			552
介護機関(介護予防事業	者)の指定			552
指定介護機関(居宅介護	事業者)の変	更(2件)	553
指定介護機関(介護予防	事業者)の変	更(2件)	553
指定介護機関(居宅介護	事業者)の廃	止の	届出	554
指定介護機関(介護予防	事業者)の廃	止の	届出	554
指定居宅サービス事業者	の指定			554
指定居宅介護支援事業者	の指定			555
指定介護予防サービス事	業者の指定			555
指定居宅サービス事業の	廃止			555
指定居宅介護支援事業の	廃止			555
指定介護予防サービス事	業の廃止			556
県統計調査の実施				556

大規模小売店舗の新設の届出の概要等	556
愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正	557
公有水面埋立工事のしゅん功認可	557
愛媛県証紙売りさばき人の指定	557
土地改良事業の工事完了の届出	558
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)	558
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線)	558
道路の区域変更(県道大洲野村線)	558
道路の供用開始(県道大洲野村線)	559
道路の供用開始(県道内子双海線)	559
訓◆	
Wil ◀	
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令	559
公 告	
土地の売払い	561
公営企業公告	
発電用水力設備の購入	562

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務部各課の所掌事務)	(総務部各課の所掌事務)
第7条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次	第7条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次
のとおりとする。	のとおりとする。
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
(6) <u>自衛官及び自衛官候補生の募集</u> に関すること。	(6) <u>自衛官募集</u> に関すること。
(7) • (8) 省略	(7) • (8) 省略
2~7 省略	2~7 省略

124 Bil

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第841号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の 規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候 補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 男子(平成22年度3・4月採用分)
 - 平成22年8月1日(日)から
 - 9月10日(金)まで
- 2 女子(平成22年度3・4月採用分)
 - 平成22年8月1日(日)から
 - 9月10日(金)まで

○愛媛県告示第842号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成22年9月18日(土)	新居浜市八雲町7番1号	新居浜工業高等専門学校	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目 4 番地 1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町 4 番地 2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及 び伊予郡
	大洲市東大洲270番地 1	大洲市総合福祉センター	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及 び西宇和郡
	宇和島市曙町 1 番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成22年9月26日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第843号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
なんかい歯科医 院	宮田大司	伊予郡松前町大間165	平成22年 6月9日
こんどう心療内科	医療法人こんど う心療内科	新居浜坂井町二丁目 5 - 14	平成22年 7月1日
あかり薬局駅前 店	大廣貴士	新居浜市坂井町二丁目 5 番43号	平成22年 7月1日
あおぞら調剤薬局	株式会社アガペ	今治市北宝来町二丁目 3 番地 6	平成22年 7月1日

○愛媛県告示第844号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止年月日
財団法人正光会 平山診療所	財団法人正光会	 南宇和郡愛南町御荘平山 7 番地	平成21年 9月30日
うつのみや内科	宇都宮 愼	上浮穴郡久万高原町久万 206番地 5	平成22年 4月30日
みかんこどもク リニック	廣 井 一 浩	八幡浜市白浜1536 - 5	平成22年 4月30日
そうごう薬局今治東店	総合メディカル 株式会社	今治市松本町一丁目 7 - 11	平成22年 4月30日
千葉薬局	株式会社千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲18 41番地の1	平成22年 4月30日

○愛媛県告示第845号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
マッサージ和み	有限会社テクニ	今治市東村二丁目 6 番地	平成22年
	カルライズ	54	1月31日

○愛媛県告示第846号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の所 在 地	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
越智直登	大洲市若宮849 - 7	おち内科クリニック	大洲市若宮985 - 1	平成22年 4 月 1 日
宇都宮 愼	上浮穴郡久万高原町久万206 番地 5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206 番地 5	平成22年 4 月23日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	短期入所生活介護事業所皆楽園	西予市三瓶町皆江2598番地 1	平成22年 5 月 1 日
小林丈二	西条市円海寺7番地9	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109 - 5	平成22年 6 月 1 日
医療法人大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地 1	デイサービスセンターオリー ブ	今治市大西町紺原甲828番地 1	平成22年 6 月 1 日
株式会社マツモトファーマシー	南宇和郡愛南町城辺甲 8 番地 2	おれんじ薬局	南宇和郡愛南町城辺甲 8 番地 2	平成22年 6 月10日
福田清文	八幡浜市保内町宮内1番耕地 273番地の1	福田歯科医院	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 273番地の 1	平成22年 6 月22日
有限会社リハビリステーショ ンみかん	松山市東長戸三丁目4番27号	訪問看護ステーションれもん	伊予郡松前町筒井362 - 16	平成22年7月1日

○愛媛県告示第847号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成22年7月30日

- (1) - (1)

介護機関(介護 予防事業者) の名称	主たる事務所の所 在 地	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	指定年月日
越智直登	大洲市若宮849 - 7	おち内科クリニック	大洲市若宮985 - 1	平成22年 4 月 1 日
宇都宮 愼	上浮穴郡久万高原町久万206 番地 5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206 番地 5	平成22年 4 月23日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	短期入所生活介護事業所皆楽 園	西予市三瓶町皆江2598番地 1	平成22年 5 月 1 日
小林丈二	西条市円海寺7番地9	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109 - 5	平成22年 6 月 1 日
医療法人大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地 1	デイサービスセンターオリー ブ	今治市大西町紺原甲828番地 1	平成22年 6 月 1 日

株式会社マツモトファーマシ	南宇和郡愛南町城辺甲8番地 2	おれんじ薬局	南宇和郡愛南町城辺甲 8 番地 2	平成22年 6 月10日
福田清文	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 273番地の 1	福田歯科医院	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 273番地の 1	平成22年 6 月22日
有限会社リハビリステーショ ンみかん	松山市東長戸三丁目4番27号	訪問看護ステーションれもん	伊予郡松前町筒井362 - 16	平成22年7月1日
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	訪問ケアステーション春賀	大洲市春賀甲1689番地 4	平成22年 5 月 1 日
いたわり有限会社AIG	西条市中西404 - 1	ヘルパーステーションいたわ り	西条市中西404 - 1	平成22年6月1日
株式会社日本サンアンドグリ ーン	西条市三芳770番地 1	サポートあい三芳事業所	西条市三芳770 - 1	平成22年 6 月 1 日

○愛媛県告示第848号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	- 変更年月日
介護事業者)の日本	所 在 地	名 称	所 在 地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番	(変更後) アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目 2 番20	平成22年6月1日
アースリホード株式芸社	7号	(変更前) アースサポート株式会社新居 浜在宅サービスセンター	12号	十成22年 0 万 1 日

○愛媛県告示第849号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名	所 在 地	名称	所 在 地	2 X + 7 I
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地	あんしんの家	(変更後) 西予市宇和町さくら1番地82	平成21年12月 3 日
社云悃仙/云八四7総占悃仙云	1		(変更前) 西予市宇和町新城1072番地	十/0,21年12月 3 日

○愛媛県告示第850号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年7月30日

介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業	を行う事業所	変 更 年 月 日
D	所 在 地	名 称	所 在 地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番	(変更後) アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目 2 番20	平成22年6月1日
アースリホード株式芸社	7号	(変更前) アースサポート株式会社新居 浜在宅サービスセンター	12号	平成22年6月1日

○愛媛県告示第851号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を行う事業所	· 変 更 年 月 日
の 名 称	所 在 地	名称	所 在 地	
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地	あんしんの家	(変更後) 西予市宇和町さくら1番地82	平成21年12月 3 日
位云相似: (本有性): (本有性): (本有性): 	1	<i>∞ n</i> ∪ <i>n</i> ∪ ₃ .	(変更前) 西予市宇和町新城1072番地	十成21年12月3日

○愛媛県告示第852号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介証	護事業を行う事業所	廃止年月日
介護事業者)の 名	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成22年 6 月30日

○愛媛県告示第853号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	廃止に係る介護予防	方事業を行う事業所	廃止年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 午 月 日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成22年 6 月30日

○愛媛県告示第854号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成22年7月30日

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	-	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名 	名				称		所		在		地	泪足牛月口	リーころの作業
社会福祉法人聖風会	ヘルパー	ステー	ション	/光風館	ì	愛	愛場西	条市西	田字流	下甲396	番地 2	平成22年6月1日	訪問介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活	指導セ	ンター	-四国中	央	変	愛県四	国中央	市寒川	丁738番	地の 1	平成22年6月1日	訪問介護
株式会社ハッピースマイル	ダスキン ョン	ヘルス	レント	∽愛媛東	 ステー	シっ変	愛媛県今2	台市小	泉 5 - 1	2 - 22		平成22年6月3日	福祉用具貸与
株式会社ハッピースマイル	ダスキン ョン	ヘルス	レント	∵愛媛東	 ステー	シっ愛	發果今	台市小	泉5-1	2 - 22		平成22年6月3日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第855号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指定店で月段又扱事業目の目標	名				称		所		在		地	加足千万口	クーこへの作業
有限会社ライフサポートさくら草	居宅介護	支援事	業所軽	井沢		愛	媛県松	山市南	斎院町	1338番:	也105	平成22年6月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第856号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予防	ナービス事業所	指定年月日 サービスの種類
名が対しては、氏に名	名称	所 在 地	
有限会社アメニティ・ライフ・エイド	デイサービスでいすまいる	愛媛県松山市喜与町一丁目10番地 1	平成22年6月1日 介護予防通所介護
社会福祉法人聖風会	ヘルパーステーション光風館	愛媛県西条市西田字流下甲396番地 2	平成22年6月1日 介護予防訪問介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活指導センター四国中央	愛媛県四国中央市寒川町738番地の1	平成22年6月1日 介護予防訪問介護
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	愛媛県今治市小泉 5 - 12 - 22	平成22年6月3日 介護予防福祉用具貸与
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	愛媛県今治市小泉 5 - 12 - 22	平成22年6月3日 特定介護予防福祉 用具販売

○愛媛県告示第857号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

 指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	-	Ľ	ス	事	業	所	│ 廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名				称		所		在		地	廃业平月口	リーと人の種類
株式会社ファミリーケア	ファミリ南江戸	ーケア	ヘルパ	ーステ	ーション	グ愛	媛県松L	山市南流	IP-	丁目 1 🕆	番21号	平成22年 5 月31日	訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントク	ア松山				愛	媛県松L	山市馬:	木町210	57番地		平成22年 5 月31日	福祉用具貸与
セントケア愛媛株式会社	セントク	ア松山				愛	媛県松L	山市馬:	木町210	57番地		平成22年 5 月31日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第858号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年7月30日

化学尼学人雄士福吉兴老の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指定居宅介護支援事業者の名称	名				称		所		在		地	廃业平月口	リーこ人の種類
株式会社ステージアップ	介護サー	・ビス優	理里			愛	媛県八	幡浜市:	釜倉 1 🕏	番耕地6	608番 1	平成22年6月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第859号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	-	ビ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称 又 は 氏 名	名					称		所		7	Ξ		地	展业	リーこ人の程料
株式会社ファミリーケア	ファミ!. 南江戸	リーケ	アヘノ	レパー	ステ-	ーショ	ン	愛媛県村	公山市	南江區	■一丁	目11	番21号	平成22年 5 月31日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントク	ア松	Щ				2	愛媛県村	公山市	馬木町	l ⊺ 2167	番地		平成22年 5 月31日	介護予防福祉用具 貸与
セントケア愛媛株式会社	セントク	ア松	Щ				2	愛媛県村	公山市	馬木町	J2167	番地		平成22年 5 月31日	特定介護予防福祉 用具販売

○愛媛県告示第860号

愛媛県能力開発基本調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計 調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により 告示する。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 調査の目的

愛媛県内の事業所の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにするとともに、公共職業訓練のニーズ及び評価等を把握し、職業能力開発行政に資する。

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所(平成18年事業所・企業統計調査)

- 3 報告を求める事項
- (1) 基本調査
 - ア 事業所の概要に関すること。
 - イ 教育訓練の実施に関すること。
 - ウ 人材育成に関すること。
 - エ 労働者のキャリア形成支援に関すること。
 - オ 労働者の職業能力評価に関すること。
 - カ 技能の継承に関すること。
 - キ 採用動向に関すること。
- (2) 付加調査

愛媛県立高等技術専門校の職業訓練修了生を雇用した事業所 への調査

4 報告を求める事項の基準となる期日 平成22年9月1日(水)

5 報告を求める者

2 に該当する事業所のうち1 250事業所(無作為抽出1,000事業所、有意抽出(付加調査分)250事業所)

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

次の者に委託して実施する。 松山市大手町2-5-7

社団法人愛媛県法人会連合会

会長 森田浩治

(2) 調査方法

調査員による配布又は郵送配布によるアンケート調査

7 報告を求める期間

平成22年8月16日(月)から同年10月29日(金)まで

○愛媛県告示第861号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス堀江店

松山市堀江甲336番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年3月17日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,655平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

67台

イ 駐輪場の収容台数

48台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

10 92立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成22年7月16日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第862号

愛媛県土木工事共通仕様書(平成18年6月愛媛県告示第986号) の一部を次のように改正し、平成22年8月1日から施行する。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部管理局農政課及び土木部管理局土木管理課並びに各地方局産業経済部産業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務所事業管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第863号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年7月30日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番55号 代表者 四国中央市長 井原 巧 四国中央市三島宮川 3 丁目 4 番15号

- 2 埋立区域
- (1) 位置

4工区

四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番57から同市三島中央 1丁目字陣屋1930番6を経て同市三島中央1丁目字陣屋741番6に至る間の地先公有水面

(2) 区域

4 T 🗵

次の各地点を順次に結んだ線及び21の地点と23の地点を結ぶ 平成8年の秋分の満潮位(D.L.+3.66メートル)における 公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川4丁目八幡池四等三角点)は、北緯33度58分50秒7299、東経133度32分57秒8209の地点

23の地点は、基点から真北307度46分56秒884 37メートルの 地占

22の地点は、23の地点から真北153度37分22秒102 91メート ルの地点

21の地点は、22の地点から真北194度52分18秒31 57メートル の地点

(3) 面積

4 工区 7 522 32平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年3月13日 愛媛県指令8港第548号
- 4 しゅん功認可年月日 平成22年7月30日

○愛媛県告示第864号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成22年7月30日

指定 売番号 ☆	り さ ば き 人 売りさばき所	指定年月日
番号 住	所 氏名又は名称 ポッとはと州	拍足千月口
松第 松山市二番町四丁		平成22年7月14日
100 号	フジグラン松山別棟 2 階 松山市パスポートセンター	

○愛媛県告示第865号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年7月30日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用用排水施設整備事業	八幡浜南部地区	平成22年 2 月26日

○愛媛県告示第866号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備:	考
					西宇和郡伊方町三机字松391番	5 地先から	IB	メートル 5.3~13.0	キロメートル 0.056		
県	道	皀+	丰喜木 潭	⇒√中	同町三机字松391番 2 地先まで	ı	14	3 3 % 13 10	0.030		
	坦	た。ア	「台小/	丰 形状	西宇和郡伊方町三机字松391番	5 地先から	 新	10 3~21 9	0 .056		
					同町三机字松391番7まで		*/I	10.5~21.9	0.00		

○愛媛県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	鳥井	丰喜木泽	津線	西宇和郡伊方町 同町三机字松39			から				平成22年 7 月30日

○愛媛県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

追	直路の種類	路線名	区間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
ļ	道	大洲野村線	大洲市森山字冨谷甲1633番 5 から	IΒ	メートル 4.7~12.0 18.2~21.0	キロメートル 0.070 0.058	
		ノヘハロキジョンが	同市森山字鍋谷乙811番3まで	新	18 2~21 D	0 .058	
	"	"	大洲市森山字鍋谷乙809番3から	旧	76 .7 ~ 96 .9 4 .1 ~ 7 .3	0 092 0 294	
	"	"	同市森山字鍋谷乙802番4まで	新	76 .7 ~ 96 .9	0 .092	
	"	"	大洲市森山字鍋谷乙801番 5 から	旧	4 4 ~ 6 .7 29 .6 ~ 34 .9	0 .083 0 .069	
	"	"	同市森山字駕立場乙803番10まで	新	29 6~34 9	0 .069	

○愛媛県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大	洲野村	線	大洲市森山字富							平成22年 7 月30日

○愛媛県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	! 道	内]子双海	線	喜多郡内子町河 同町河内1727番		4 から					平成22年 7 月30日

訓令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 別表第2(第4条関係) 別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項 組 事務の 頂 決裁区分 組 事務の 頂 決裁区分 種 類 種 類 織 織 専決者 知 知 車決者 名 名 部局課 部局 課 長長 長 長 長 総 1~5 1 ~ 5 総 務 省略 務省略 管 管 6 自衛 1 自衛官及び自衛官候補生 6 自衛 1 自衛官 理 理 隊法の の募集期間並びに採用試験 隊法の の募集期間並びに採用試験 課 の期日及び場所の告示(第 の期日及び場所の告示(第 施行に 施行に 関する 97条、自衛隊法施行令(以 関する 97条、自衛隊法施行令(以 事務 下この部において「政令」 事務 下この部において「政令」 という。)第114条、第117 という。)第114条、第117 条 、第118条)

2 自衛官及び自衛官候補生					
<u>の募集</u> に係る広報宣伝(第					
97条、政令第119条)					

2 <u>自衛官募集</u>
____に係る広報宣伝(第
97条、政令第119条)

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	【2 (第4条 長の権限に	属する総務企画部関係事務に係る特	定決	裁事	頂			2 (第4条 の権限に	属する総務企画部関係事務に	係る特	定決	裁事	11
組	事務の	事項	1	裁区		組	_	事務の	事項		T	裁区	
織	種類		局	専治	央者	織	ì	種 類			局	専え	ナ す
名			長	部	課	名	:				長	部	Τ.
				長	長							一長	"
総	1 • 2			IX.	IX.	440	+	1 2				IX.	T
-						総		1 • 2					
路 🚽	省略					務	. -	省略					-
見	3 行政	1~3 省略				県		3 行政	1~3 省略				
民	書士及	4 自衛官 <u>及び自衛官候補生</u> の募				民		書士及	4 自衛官	_の募			
課	び行政	集に関すること。				課	1	び行政	集に関すること。				
	書士法							書士法					
	人並び							人並び					
	に自衛							に自衛					
	官募集							官募集					
	<u>及び自</u>												
	衛官候												
	補生募												
	集に関							に関					
	する事							する事					
	務							務					
	4 ~ 44						r	4 ~ 44					T
	省略							省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(総務企画部各課の所掌事務)	(総務企画部各課の所掌事務)
第2条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。	第2条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(12) 省略	(1)~(12) 省略
(13) 行政書士及び行政書士法人並びに自衛官募集及び自衛官候補	(13) 行政書士及び行政書士法人並びに自衛官募集
生募集に関すること。	に関すること。
(14) ~ (23) 省略	(14) ~ (23) 省略
2 ~ 7 省略	2 ~ 7 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
松山市松末一丁目57番8	宅地	97 34 m²	7 ,380 ,000円

- 2 入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力 団」という。)及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参 加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のな い者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年7月30日(金)から8月16日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年8月16日(月)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

- (3) 契約条項を示す場所等
 - ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (2)イに掲げる場所
 - イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
 - (2)イに掲げる場所で交付する。
 - ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時 平成22年8月9日(月)午前10時

(イ) 場所 売り払う土地の所在地

- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時 平成22年8月30日(月)午前11時
- (2) 入札及び開札の場所 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県庁第二別館 5階土木部入札室
- (3) 入札書の提出方法 持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金 を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代 理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をし た小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無 効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規 定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格を もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限
 - ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法 律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項 に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用 に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り 払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
 - イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力 団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある 団体等であることが指定されているものの事務所その他これ に類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを 知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若し くは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
 - ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約 金として県に支払わなければならない。
- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

公営企業公告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年7月30日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

発電用水力設備の購入

(2) 購入物品名及び数量 水車ランナ 一式 (運搬、搬入等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限 平成23年3月16日(水)まで

(5) 納入場所 愛媛県四国中央市上柏町1290番地 銅山川第一発電所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当 するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品と同等又は類似する物品の納入実績がある者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件購入の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成22年9月8日(水)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
 - ア 交付場所
 - (1)に掲げる場所で交付する。
 - イ 交付期間

公告の日から平成22年8月25日(水)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

(4) 開札の日時及び場所 平成22年9月8日(水)午後2時 愛媛県公営企業管理局大会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は認めない。

(6) 郵便等による入札の取扱い 郵便等による入札の場合は、入札書は、平成22年9月7日 (火)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告で示す 物品と同等又は類似する物品の納入実績があることを記載し た所定の書類を、平成22年8月25日(水)までの執務時間中 に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説 明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければなら ない。
- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- Nature and quantity of the product to be purchased: water turbine runner , 1
- (2) Time limit of tender: 2:00 p m., 8 Sep 2010 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 7 Sep 2010)
- (3) For further information, please contact: Property

Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2794	

平成22年 7 月30日 発行 563